所得税と市・県民税の申告のお知らせ

◆申告書の作成はご自身で◆

所得税の確定申告 ⇒ 会場は「アピセ・関」

所得税確定申告会場	開設期間	時　間
アピセ・関 （関市平和通7丁目5番地1）	**2月18日（月）～3月15日（金）** （土・日曜日を除く）	**午前9時～午後5時**

申告・納付期限は、申告所得税と贈与税が **3月15日(金)** 消費税が **4月1日(月)** です。

※開設期間中、関税務署(川間町)では申告書などの作成指導は行いません。(申告書の提出は受け付けます。)
また、申告に関する電話でのご質問などは、「アピセ・関」では受け付けていません。関税務署（☎22―2233）へお尋ねください。（下記参照）

◆所得税の確定申告が必要な人

①事業（営業・農業）所得、不動産所得、雑所得（公的年金など）や一時所得などがあり、計算の結果、**所得税額が発生する人**
②給与の収入金額が2,000万円を超える人
③給与を2カ所以上から受けている人
④給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える人など
※確定申告をする人は、ご自身で所得税の申告書を作成してください。
※確定申告書は、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）から作成できます。

◆確定申告で所得税が還付される人

所得税の確定申告をする必要のないサラリーマンなどでも、次の場合は確定申告により所得税が還付される場合があります（申告者本人名義の口座番号などが必要）。
①住宅ローンを組んで住宅を新築、購入などをした人
②多額の医療費を支払った人
③会社を退職し、年末調整をしていない人　など

◆税理士による無料税務相談所の開設

所得税と消費税の申告について無料税務相談所を開設します。
○期間…2月18日（月）～28日（木）（土・日曜日を除く）
○時間…午前9時30分～正午、午後1時～午後4時
○場所…アピセ・関

照会先　関税務署　☎22―2233（代表）
※税務署の代表電話は、自動音声によりご案内しています。
国税に関する一般的な相談は「1」を、税務署からの照会やお尋ねは「2」を選択してください。
※なお、3月15日（金）までは、所得税、消費税、贈与税の申告に関する相談は「0」を選択してください。

市・県民税の申告 ⇒ 会場は「市役所」、「各地域事務所」ほか

市・県民税申告会場	開設期間	時　間
市役所1階・市民ホール 洞戸事務所 板取事務所 武芸川事務所 武儀事務所 上之保事務所	2月18日（月） ～ 3月15日（金） （土・日曜日を除く）	午前9時～午後5時
田原ふれあいセンター	2月26日（火）	午前9時30分～午後3時
富野ふれあいセンター	2月28日（木）	午前9時30分～午後3時
西部地区公民館	3月 5日（火）	午前9時30分～午後3時

◆市・県民税の申告をしなくてもよい人

①**所得税の確定申告をする人**
②給与所得か公的年金所得だけで、勤務先や支払者から市へ支払報告書が提出されている人

◆市・県民税の申告が必要な人

平成25年1月1日現在、関市内に住所があり、平成24年中（平成24年1月～12月）に所得がある人で、次に該当する人は申告してください。
①給与所得だけで、勤務先から市へ「給与支払報告書」の提出がされていない人（必要に応じて勤務先で確認してください。）
②公的年金所得だけで、各種控除（扶養控除、社会保険料控除等）を受けようとする人
③給与所得や公的年金所得のほかに、農業・不動産・配当などの所得がある人　など
※所得税は給与所得や退職所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありませんが、市・県民税の申告は必要です。
※課税所得証明書などの証明書が必要な人は、所得がなくても市・県民税の申告が必要です。
▷市・県民税申告書は、税務課、西部支所、各地域事務所でお渡ししています。
なお、昨年に市・県民税申告書を提出した人には、2月上旬に申告書を送付します。

照会先　市役所税務課　市民税係　☎23―8893

◆申告に必要な書類など

①印鑑（朱肉を使用するもの）
②給与・公的年金などの「源泉徴収票」（コピーは不可）
③事業（営業・農業）所得や不動産所得などがあった人は、**「収支内訳書」（事前に、ご自身での作成が必要）**
④医療費控除を受ける人は、平成24年中（平成24年1月～12月）に支払った医療費の領収書と**「医療費の明細書（医療を受けた人ごと）」（事前に、ご自身での作成が必要）**
⑤国民年金・生命保険料・地震保険料などの支払証明書
⑥国民健康保険税・介護保険料などの支払金額の分かるもの　など

平成25年度（平成24年分）の主な税制改正

◆生命保険料控除の改正

①平成24年1月1日以降に締結した保険契約等（新契約）には、新設された「介護医療保険料控除」のほか「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」があります。それぞれの適用限度額は、所得税4万円、市・県民税2万8,000円となります。

②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）には、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」があります。それぞれの適用限度額は、所得税5万円、市・県民税3万5,000円となります。

③「一般生命保険料控除」については、新契約と旧契約でそれぞれ計算して合計することができます。また、「個人年金保険料控除」についても同じです。この場合の適用限度額は所得税4万円、市・県民税2万8,000円となります。

④申告の方法は、「新契約のみでの申告」「旧契約のみでの申告」「新旧両方の契約による申告」のいずれかを選んで申告できます。「新契約のみでの申告」及び「新旧両方の契約による申告」の場合、控除額の合計の適用限度額は所得税12万円、市・県民税7万円となります。「旧契約のみでの申告」の場合、控除額の合計の適用限度額は所得税10万円、市・県民税7万円となります。

■新契約における計算方法

所得税		市・県民税	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	全額	12,000円以下	全額
20,001円～40,000円	支払保険料等×1/2+10,000円	12,001円～32,000円	支払保険料等×1/2+ 6,000円
40,001円～80,000円	支払保険料等×1/4+20,000円	32,001円～56,000円	支払保険料等×1/4+14,000円
80,001円以上	一律40,000円	56,001円以上	一律28,000円

■旧契約における計算方法

所得税		市・県民税	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	全額	15,000円以下	全額
25,001円～ 50,000円	支払保険料等×1/2+12,500円	15,001円～40,000円	支払保険料等×1/2+ 7,500円
50,001円～100,000円	支払保険料等×1/4+25,000円	40,001円～70,000円	支払保険料等×1/4+17,500円
100,001円以上	一律50,000円	70,001円以上	一律35,000円

適用限度額　所得税12万円、市・県民税７万円

●新契約（平成24年1月1日以降）

一般生命保険料控除
所得税４万円、市・県民税2.8万円
（A）

＋

介護医療保険料控除
所得税4万円、市・県民税2.8万円

個人年金保険料控除
所得税4万円、市・県民税2.8万円
（C）

＋

●旧契約（平成23年12月31日以前）

（B）
一般生命保険料控除
所得税5万円、市・県民税3.5万円

（D）
個人年金保険料控除
所得税5万円、市・県民税3.5万円

（A）＋（B）および（C）＋（D）の場合の適用限度額は、所得税4万円、市･県民税2.8万円。

要介護認定者などの税申告の各種控除

◆要介護認定者の「障害者控除適用」

税申告をされる本人または扶養親族が障がい者に該当する場合、障害者控除を受けることができます。

障害者手帳の交付を受けていない場合でも「障害者控除対象者認定書」を添付することで、この控除を受けることができます。

この認定書は、65歳以上で要介護認定を受けており、要介護認定の内容から一定の障がいがあると認められる方に交付していますので、必要な方は申請してください。

◆おむつ代の「医療費控除」

介護保険の要介護認定を受けている方で、おむつ代の「医療費控除」を受けるのが2年目以降である場合は、一部の場合を除いて、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する証明書により医療費控除を受けることができます。証明書の必要な方は、申請してください。

◆社会保険料控除（介護保険料・後期高齢者医療保険料）

平成24年1月1日～12月31日に支払った介護保険料・後期高齢者医療保険料については、平成24年分の確定申告での社会保険料控除に該当します。

▽普通徴収（現金納付または口座振替によるお支払い）の方

領収印が押された納付書、口座振替で納付している方は、預金通帳で確認ができます。また、「納付済額のお知らせ」はがきを平成25年1月下旬に送付します。

▽特別徴収（年金天引き）の方

日本年金機構などの年金支払者より送付される「公的年金の源泉徴収票」の「社会保険料の金額」欄で確認ができます。

▽年間の支払額が分からない場合

領収証を紛失した場合など、年間の支払額が分からない場合は、お問い合わせください（本人確認が必要です）。

◆申請・照会先 高齢福祉課（☎23―7730 FAX23―7748）

バイク・軽自動車の手続きはお早めに

軽自動車税は、4月1日現在に登録されている所有者に課税されます。

次のような場合は、登録の変更手続きが必要となりますので、左表により早めに手続きをしてください。

▽バイクや軽自動車を廃棄した

▽他人から譲ってもらった

▽所有者が死亡した

▽所有者の住所が変わった

◆照会先 税務課庶務諸税係（☎23―8874 FAX21―2308）

車種	手続場所	持ち物	
		廃車の場合	住所や名義変更の場合
原動機付自転車（50cc～125cc以下のバイク）	市役所 税務課 ☎23-8874 または 各地域事務所	1. ナンバープレート 2. 所有者の印鑑 3. 標識交付証明書 4. 窓口に来られる方の運転免許証など本人確認できるもの	1. ナンバープレート 2. 譲渡証明書 3. 所有者の印鑑（新・旧） 4. 標識交付証明書 5. 窓口に来られる方の運転免許証など本人確認できるもの ※市内転居の場合、1.2は不要
小型特殊自動車（フォークリフト、農耕作業用など）			
二輪車（125ccを超えるもの）	中部運輸局岐阜運輸支局 （岐阜市日置江2648-1） ☎050-5540-2053	※左記運輸支局で必要書類などをご確認のうえお出かけください。	
軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会 岐阜事務所 （羽島市福寿町平方字丸池東9-1） ☎058-394-0232 全国軽自動車協会連合会 岐阜事務所 （羽島市福寿町本郷字千代田147） ☎058-394-0257	※左記事務所で必要書類などをご確認のうえお出かけください。	